

盛岡広域振興局長告示第27号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成22年6月11日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0310100839	アースサポート株式会社盛岡南在宅サービスセンター	アースサポート盛岡南	盛岡市本宮一丁目2番1号	平成22年5月1日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0310100839	アースサポート株式会社盛岡南在宅サービスセンター	アースサポート盛岡南	盛岡市本宮一丁目2番1号	平成22年5月1日